

令和7年11月20日

芦屋市議会議長
中島 健一 様

視察代表者 西村 まさと

行政視察について（報告）

標記のことについて、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 視 察 者 西村まさと、帰山和也、田原俊彦 計3人
- 2 視察日時 令和7年11月12日（水）～11月13日（木）[2日間]
- 3 視 察 先 ①山口県宇部市（11月12日）
②福岡県北九州市（11月13日）
- 4 視察項目 ①山口県宇部市
宇部市防災基本条例について
②福岡県北九州市
北九州市子ども基本条例について
- 5 報告事項 別添のとおり

以 上

令和7年度 行政視察報告書

視 察 日 時	令和7年11月12日（水）13時30分～15時00分
視 察 先	山口県宇部市
視 察 内 容	宇部市防災基本条例について
視 察 目 的 (視察先選定理由)	宇部市が制定された防災基本条例は、東日本大震災の教訓を踏まえたものである。本市において、阪神・淡路大震災の記憶を継承しながら、今後の大災害への備えを、どう進めていくのかが大きな課題となっている。条例制定に至った経緯や内容を調査することで、今後の本市の防災施策に生かしていくと考えたため選定した。
調 査 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市の概要 <p>市制施行 大正10年11月1日 人口 154,607人（令和7年10月末日現在）</p> ・条例制定に至った経緯 <p>平成23年3月11日の東日本大震災を受けて、被災地支援を行う。 過去（平成11年）の台風18号の高潮被害では、死者・行方不明者はいなかったものの、甚大な被害が発生。 災害の経験や教訓を次世代に継承し、平常時から防災や減災のことを学び、準備し、いざという時には行動がとれるのが当たり前となるような「防災文化」の定着による安心安全で災害に強い街を目指すため条例を制定。</p> <p>平成24年4月1日施行。山口県では初。東京23区でもまだ12区で、九州では、宮崎県のみ。</p> ・条例の特徴 <p>基本理念：宇部の中心産業であった炭鉱経営において、先人が基本理念としてきた「共存同榮・協同一致」という宇部の精神（こころ）及び協働の歴史を尊重し、産官学民の連携に努める。公助のみならず、自助や共助を基本とし、避難行動要支援者の配慮に努める。防災文化を地域に定着させるように努める。</p> 意見の反映：宇部市自主防災会懇話会を実施し、地域防災計画等に適切に反映させている。産官学民の役割を明確にしている。 ・条例制定後の変化 <p>各地区（小学校区）で結成された自主防災会の取組が定着してきた。 現在、自主防災組織率は100%である。 「自主防災会」という認識が、浸透してきた。</p> ・避難行動要支援者への支援 <p><u>宇部市災害時避難支援制度</u> 高齢者や障がい者など自力避難が困難な方を把握、地域全体で支援する体制を整備するための制度。名簿を市が作成し、本人の同意を得て、関係機関と共有する。</p> 登録者数：257人（令和7年11月1日現在） <u>宇部市個別避難計画</u> 避難行動要支援者のうち、優先度の高い人を対象としてどう支援するか計画書を作

	<p>成。</p> <p>作成者：200人（令和7年11月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の効果 <p>各自主防災会が自主的に訓練を実施している。</p>
所 感 (意見・感想・ 今後の課題等)	<p>東日本大震災での被災地支援の経験や、実際に被災した高潮被害の経験を生かし、宇部市の先人たちが基本理念としてきた「共存同榮・協同一致」という宇部の精神（こころ）が条例に記載されている、心のこもった条例になっていることが伺える。</p> <p>自主防災会の組織率は100%であり、現在は自主的に防災訓練が実施されていることから、住民の防災意識が向上しており、条例制定の効果があることが伺える。</p> <p>「災害ボランティア」という言葉が阪神・淡路大震災以降、定着してきており、宇部市のように経験や教訓を次世代に継承し、平常時から防災や減災のことを学び、準備し、そして、いざという時には行動がとれるのが当たり前となるような「防災文化」の定着を目指す条例を制定することは、芦屋市にとっても防災・減災の取組を継続的なものにしていくために必要なことだと感じた。宇部市の取組を参考にしたい。</p>

令和7年度 行政視察報告書

視 察 日 時	令和7年11月13日（木）10時00分～11時30分
視 察 先	福岡県北九州市
視 察 内 容	北九州市子ども基本条例について
視 察 目 的 (視察先選定理由)	本市において、超党派で「子どもの権利に対する基本条例の制定を目指すプロジェクトチーム」が発足している。北九州市は実際に条例を制定しており、なおかつ議員提案の政策条例であることから選定を行った。
調 査 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市の概要 <p>市制施行 昭和38年2月10日 人口 900,494人（令和7年9月1日現在）</p> ・条例制定に至った経緯 <p>これまでの子どもに関する議員提案の政策条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年7月施行） ・北九州市子どもを虐待から守る条例（平成31年4月施行） <p>国の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども基本法の成立、施行（令和4年6月成立、令和5年4月施行） ・子ども家庭庁の発足（令和5年4月） <p>北九州市においても、条例に基づいた恒久的な政策の実現や、関係者の役割を示すことで子どもを多方面から見守る体制が必要と考え、子どもにとって大切な権利を明らかにした条例の制定を目指した。</p> ・条例制定の過程 <p>他都市で制定された条例を参考にしつつ、実際に市民の声を聞き、具体的な内容に踏み込んだ実効性のある条例を目指すこととした。</p> <p>→25団体、50名の関係者から意見聴取</p> ・条例制定で苦労した点 <p>執行機関は協力的ではなかったため、議員と事務局で条例案を作成し、大変な労力となった。</p> ・行政との協働 <p>関係局等へは、議会事務局から条例案について意見を伺い、既存の条例や規則、施策との整合性や問題点等を確認しながら進めた。</p> ・今後について <p>現在、超党派によるプロジェクトチームを立ち上げ、条例の内容や執行部の取組状況についての検証を進めていくこととしている。</p>
所 感 (意見・感想・ 今後の課題等)	<p>条例を作るに当たっては検討会を26回重ねている。様々な団体の声を聞き、具体的に条例に反映している。</p> <p>条例第6条の中に「疲れを感じたときや、つらいと感じたときは、休むことができる」とあり、子どもの権利を守ろうとする強い意思が伺える。</p> <p>子どもを取り巻く環境の問題は、いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー等様々である。条例を制定して、保護者や地域、行政等が課題解決に向けて、どのような役割で行</p>

	動していいのか、条例を制定することは芦屋市にとっても大きな意義がある。北九州市の取組を参考にしたい。
--	--

視察の様子（令和7年度 行政視察）

視 察 先 ①

11月12日
山口県宇部市



宇部市役所を訪問しました。



宇部市防災危機管理課の職員の方にご説明いただきました。

視 察 先 ②

11月13日
福岡県北九州市



北九州市役所を訪問しました。



子ども条例検討会の座長・副座長であった市議会議員の方にご説明いただきました。